

王寺町やわらぎ安心(戸別)収集の概要

やわらぎ安心(戸別)収集とは…

高齢や障害等の理由により、自分で所定の集積場所までのごみ出しが困難な方を対象として、家庭ごみを戸別に収集し、あわせて安否確認を行う制度です。

ご利用には要件があり、申請が必要です。申請は、親族、近隣の方などでも行っていただけます。

ご利用対象者

次のいずれかに該当し、親族や近隣の方にごみ出しの協力が得られていない世帯で次の要件に該当する方(ただし、マンション等集合住宅の居住者は除きます。)

I. ひとり暮らしの世帯

- 満75歳以上の方
- 要介護3～5の認定を受けている方
- 身体障害者手帳1級または2級の交付を受けている方
- 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方
- 療育手帳Aの交付を受けている方
- 疾病・けが等特別な事情があると町長が認める方

該当要件の確認できる書類の添付が必要です。

II. 世帯全員が上記の要件のいずれかに該当する世帯

<注意事項> 上記要件に該当しても、現在ご自身でごみ出しをされている方は、健康保持のためにもできる限り、ご自身でのごみ出しを続けてください。

ごみの収集方法

王寺町で収集できる品目すべてを対象とし、週に2回、午後1時から収集します。(粗大ごみは除きます。)原則、自宅玄関先での収集とし、建物内に入っでの収集はしません。

<注意事項> ごみの分別ルールは守ってください。粗大ごみは「リクエスト収集」のため別途申込みが必要です。

安否確認の方法

ごみが出されていないときは、声かけを行い、応答がなければ、不在連絡票を投函し、緊急連絡先へ連絡します。

<注意事項> 長期にわたって不在となる場合は、「収集休止の届出」を、また収集をやめる場合は「収集廃止の届出」を必ず提出してください。

申請受付窓口

ご利用要件に該当し、収集を希望される方は申請書に必要事項をご記入のうえ、必要書類を添付して窓口へ提出してください。

※申請書は随時受け付けます。

状況確認、現地調査のうえ、実施の可否を決定します。

<受付窓口> 住民課くらしと人権係 TEL:0745-73-2001(内線106)